

新潟市余裕期間設定工事実施要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、発注者が主体的に取り組むべき施工時期等の平準化に向けた計画的な事業の執行にあたり、早期に発注・契約を行い、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、建設資材の調達や労働力確保に資する余裕期間を設定する工事の実施方法等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間 受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日から工事の始期（以下「工事着手日」という。）の前日までをいう。
- (2) 実工期 実際に工事を施工するための期間で、工事着手日から工事の終期（以下「完了日」という。）まで（工事に係る準備期間及び後片付け期間を含む。）をいう。
- (3) 全体工期 余裕期間と実工期を合計した期間をいう。
- (4) 発注者指定方式 発注者があらかじめ工事着手日を指定する方式をいう。
- (5) 受注者選択方式 受注者が工事着手日を余裕期間内の任意の日から選択できる方式をいう。
- (6) 着手期限日 受注者選択方式の工事において、受注者が工事に着手しなければならない期限の日をいい、発注者があらかじめ定めて特記仕様書に明示するものをいう。

(対象工事)

第3条 余裕期間を設定する工事（以下「余裕期間設定工事」という。）は次の各号のいずれにも該当しない400万円を超える工事とし、発注者が入札の公告又は指名の通知時に指定する。

- (1) 債務負担行為や継続費等を設定しておらず、実工期に余裕期間を加算した期間が、複数年度に跨る工事
- (2) 実工期に余裕期間を加算した期間が、定められた竣工日又は供用開始日を超える工事
- (3) 緊急性を要する工事

(余裕期間設定工事における取扱い)

第4条 余裕期間は、90日間を超えない範囲で設定するものとする。

- 2 余裕期間の設定は、発注者指定方式又は受注者選択方式のいずれかとする。
なお、受注者選択方式における工事着手日は、新潟市の休日を定める条例（平成元年新潟市条例第35号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）に設定することはできない。
- 3 余裕期間における現場の管理は、発注者が行うものとする。
- 4 受注者は、余裕期間に工事（工場製作、現場での測量、資機材の搬入、仮設物の設置その他の準備工事を含む。）に着手してはならない。ただし、労務の手配や現場に搬入しない資材等の準備については、受注者の責により行うことができる。なお、余裕期間における作業の可否については別表1に掲げる。
- 5 余裕期間の設定にかかる積算上の割増は行わないものとする。また、受注者選択方式において受注者が工事着手日を選択したことにより生じる費用は、変更契約の対象としない。
- 6 受注者は、余裕期間においては、現場代理人、主任技術者又は監理技術者等の配置を要しない。
- 7 発注者は、あらかじめ余裕期間の日数又は工事着手日（受注者選択方式にあつては着手期限日）を指定し、入札公告及び特記仕様書に記載するものとする。

(契約等手続き)

第5条 余裕期間設定工事の契約等の手続きにあたっては、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 受注者は、受注者選択方式により行う工事について、余裕期間における任意の日を工事着手日と定め、一般競争入札にあつては入札参加資格審査時に、指名競争入札にあつては落札決定後速やかに、工事着手日通知書（別記様式）を発注者へ提出するものとする。なお、契約締結以降においては、受注者の都合による工事着手日の変更は、原則認めないものとする。
- (2) 請負賠償責任保険については、実工期にて加入することとし、契約時にそれを証明する書類を発注者へ提出するものとする。
- (3) 前払金の請求時期については、工事着手日以降とする。
- (4) 契約保証の保証期間は全体工期とし、契約時にそれを証明する書類を発注者へ提出するものとする。
- (5) 工事着手届、請負代金内訳書、工程表の提出については、工事着手日から5日以内に発注者に提出するものとする。なお、工程表の記載にあたっては余裕期間を除いた工程を記載するものとする。
- (6) 受注者は、契約締結後10日（休日を除く。）以内に、工事实績情報システ

ム（コリンズ）に受注の登録を行わなければならない。登録にあたっては、契約工期は全体工期とし、技術者情報（従事期間）は実工期で登録するものとする。また、竣工時登録時の工事概要欄には余裕期間設定工事であることを記載するものとする。

附 則 この要領は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

余裕期間における作業の可否（一覧）

基準	余裕期間中は現場代理人、主任技術者又は監理技術者等が配置されていないため、工事の着手及び工事準備に該当する行為は行えません。		
	作業内容	対象等	可・否
関係者との協議	関係者との協議	・協力業者 ・資材メーカー等	可能
		・発注者（監督員含む） ・交通管理者（警察） ・埋設企業者（ガス・水道等） ・近隣住民（自治会関係者等を含む）等	不可
届出書類	届出書類等の作成 （提出は不可）	・道路使用許可申請書 ・道路占用許可申請書 ・特定（指定）建設作業実施届出書 等	可能
	書類等の届出	・契約に必要な書類 （工事請負契約書 等）	可能
市への提出書類	発注者への提出書類の作成 （提出は不可）	・実施工程表、施工図等各種提出書類 ・工事のお知らせ等の近隣説明文（配布不可）	可能
		・施工計画書 ・施工体制台帳 等	不可
	機器・製作物の図面作成 工場製作物（市中品レベル）の手配 （メーカー製品等元請けの技術管理が必要ない機器単体 照明器具、空調機 タイル等）	・現地調査は不可 メーカー既製品等の発注が可能なもの 等	可能
	工場製作 （元請けの技術管理が必要なもの）	・現場に合わせた承諾図や打合せが必要なもの	不可
その他	構造チェック、数量計算 下請けとの契約 資機材の準備、購入、手配 労働者の確保 工事看板等の作成		可能
	現場事務所の設置 工事看板等の設置 現地測量 既存施設、現場の調査 現地への資機材搬入 現場での埋設物調査、試掘 樹木の伐採、除草		不可

(受注者選択方式の場合のみ提出)

(別記様式)

工事着手日通知書

年 月 日

新潟市長 様

受 注 者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名

次のとおり、工事着手日を定めたので通知します。

工 事 番 号	第 号
工 事 名	
工 事 場 所	新潟市
工 事 着 手 日	☐ 契約日 とする (以下、記載不要) ☐ 契約日以外 とする 年 月 日 (曜日)
実 工 期	工事着手日 から 年 月 日 まで

- 注 1 工事着手日は、土日祝日等の閉庁日を除いてください。
- 2 工期末の日は、工事着手日と実工期の期間に応じた日を記載してください。